

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	第2回武蔵村山市市民協働推進会議
開 催 日 時	平成23年11月28日（月）午後6時00分 ～ 9時00分
開 催 場 所	市役所401大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：（委員）渡辺龍也、奥原せつ子、伊東理年、比留間英世、高橋茂明、北口良夫、本間由美子、河野幸雄、下田光男 （事務局）地域振興課長、地域振興課主査、地域振興課主事
報 告 事 項	第1回武蔵村山市市民協働推進会議の会議結果について
議 題	議題1 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領の制定について 議題2 提案団体によるプレゼンテーション 議題3 協働事業提案制度に基づく平成23年度提案事業の審査 議題4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領の制定について 各委員の意見を事務局で集約し、次回会議で修正した審査要領を提示する。 議題2 提案団体によるプレゼンテーション 提案団体によるプレゼンテーションを3団体実施した。 議題3 協働事業提案制度に基づく平成23年度提案事業の審査 次回の会議で全ての提案事業のプレゼンテーションを聴取した後に、全事業についての審査を行う。 議題4 その他 次回会議日時平成23年11月29日（火）午後7時からを確認した。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発信者) □印：座 長 ○印：委 員 ●印：事務局 ◎印：提案団体	□会議を開会する前に3名の傍聴を許可する。 報告事項：第1回武蔵村山市市民協働推進会議の会議結果について ●事務局から報告し、会議録については12月1日（金）までに事務局までに修正等の連絡をしていただきたい。連絡等がない場合にはホームページ等で公開する。 議題1：武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領の制定について ●武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領の制定について次第2頁に基づき説明。 □事務局案について意見はあるか。 ○3項の審査の通則の中に「応募書類に基づく」とあるが書類選考は終わっているの、分かりづらい。 □プレゼンテーションの審査の中で応募書類も参考に必要なので入れておいた方がよい。 ○第3項の審査の通則は「審査は、提案団体から提出された応募書類に基づく提案団体からのプレゼンテーション及びこれに伴う質疑の結果を踏まえ審査する。」に修正すれば分かりやすい。

○5項の審査の方法の第2号に「最終審査」はどのような審査を意味しているのか。

●推進会議の中で書類審査を経た次に最終的に採択候補を審査するという意味で表現した。審査の方法については、次第16頁の資料6にある、武蔵村山市市民協働推進会議要綱の中で、第4条の第3項に「推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる」とあるので、そのような採択の仕方もあると考えている。

○会議の中での最終審査という意味で理解していいのか。

●そのとおりである。

□採択候補の意味は、推進会議の中で採択候補を決定し市長に報告することなのか、書類審査を通過しプレゼンテーションを行う事業を意味しているのか、分からない。

●書類審査の結果ではなく、採択すべき事業等について最終的に市長に報告する結果を意味している。

□採択を行うのは市長なので、採択候補という表現はおかしいのではないか。

○前回の会議の中で、書類審査は合計点数の5割以上でプレゼンテーションを行うものしており、プレゼンテーションは6割以上で採択候補とするということなので、採択候補の意味は分かると思う。

□前回の審査要領と今回の審査要領は違うのか。

●前回制定したのは武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領であり、今回検討していただいているのは、書類選考を通過してプレゼンテーションを行った事業についての審査要領のことであり、書類選考の審査要領ではない。

○合計点数が6割以上の事業は採択候補ではなく採択すべき事業という表現をした方が分かりやすい。

○第5項の第1号のただし書きの中で「採択候補とすることができる」と明記されているので第2号は必要ないと思う。

○第5項の審査の方法を採択すべき事業に修正し、「原則として採択候補とする」はただし書きで説明しているので、削除した方がよい。また、2号は必要ないので削除でよい。

○市長に提出する報告書には採択すべき事業として報告するのか。

●そのように考えている。

□プレゼンテーション開始の時間が迫っているので、各委員の意見を事務局で集約し、次回会議で修正した審査要領を提出していただきたいがいかがか。

-異議なし-

●修正した要領案を次回会議で提示する。

議題2：提案団体によるプレゼンテーション

団体名：グラシオス プラント パートナー
事業名：小学生への花育と豊かな環境作り事業

提案団体によるプレゼンテーションを行う。

質疑応答

□行政との役割分担と実施体制及び今後のスケジュールについて教えて

いただきたい。

◎市の教育委員会を窓口とし、各小学校にアンケートを配布して頂いて意見要望を伺い、なるべくそれに答える形で実施できればと考えている。

○PTAや自治会と協働して事業を行う予定はあるのか。

◎人員に限りがあるので大規模には出来ないが、出来ることは一緒にやっていきたい。

○事業の必要性について具体的に教えていただきたい。

◎学校に通う子供や先生などの多くの人たちに喜んでもらえる事業だと信じている。

○団体育成型事業部門で申請しているが協働型事業部門ではないのか。

◎学校の先生方に負担をかけたくない思いもあり、団体独力かつ自主的に推進しやすい団体育成型事業部門で申請した。

○これから各小学校にアンケートを行うのか。

◎これから実施する予定である。

○本市では現在市内にある小学校の芝生化を進めているが、芝生になっている小学校の調査などは済んでいるのか。

◎花壇をなくして芝生化を行っている学校はないと思う。また、花壇がない学校についてはプランターなどを設置して行いたいと考えている。

□テキスト作成代、プリント代というのは、子どもたちに花の育て方の資料として配布するものなのか。

◎花の植え方等の手順等が分かる資料を配布したい。

□テキストを作成する基となる資料は持っているのか。

◎花の植え方等の手順が分かる資料はあるが、小学生を対象としたものではないので、分かりやすく作り直す予定である。

□今回の事業を通して、グラシオス プラント パートナーという団体はどのように成長するのか。

◎いずれは小学校だけではなく、市内の地域の方々と協働しながら武蔵村山市を花で豊かな街にしたい。また、同じ様な思いを一人でも多くの方々が持ってもらえるよう活動していきたい。

○市内周辺の花の植込みとは具体的にどこに植込みをしたのか。

◎市役所南玄関と北玄関とポストの横にも植込みを行った実績がある。

○一校に何回ぐらい訪問できるのか。

◎植込みとメンテナンスで最低2回は訪問する必要がある。

□教育委員会にアンケートの回収を行う予定だが、教育委員会との連携はすでに取れているのか。

◎これから連携を取っていくよう教育委員会に要請したい。

●時間になりましたので、以上でグラシオス プラント パートナーからのプレゼンテーションに係る質疑を終了します。

団体名：キネマむらやま

事業名：武蔵村山市 市民映画会「春夏秋冬」

提案団体によるプレゼンテーションを行う。

質疑応答

□事業の目的、行政との役割などを具体的に教えていただきたい。

◎定年退職を迎えた方々が、武蔵村山市の活性化に向けて、活動してもらおうためのきっかけ作りとして映画を見ていただく。行政との役割につ

いては、市内掲示板の利用、市報掲載等の広報の面で協力していただきたい。

○スケジュールについて映画会を開催するのは分かるが、映画を見た人たちの繋がりをどのようにしていく考えがあるのか、映画鑑賞に集まった人々を地域づくりへ導いていくための具体的な方策が必要であると思うが、そこを伺いたい。

◎昔の映画を見ることによって、古き良き時代の良いところを映画を通して見つけていただきたい。

○映画を見たあとにディスカッション等の鑑賞に集まった人々が繋がる事業は考えていますか。

◎映画を見たあとにはボランティアセンターの紹介のチラシ等を配布して色々な方にボランティアについて興味を持ってもらいたい。

○スケジュールの中にボランティア団体と打ち合わせとあるが、具体的にどのようなことを行うのか。

◎例えば環境関連のボランティア団体と共に環境問題について市民に啓発するためには、どのような映画を上映すればよいのか、などの打ち合わせを行う。

○今まで活動してきた中で、どのような世代が参加したのか。また、上映後にどのような効果があったのか。

◎主に活動拠点は市民総合センターであることから、近隣の村山団地に住んでいる方が参加することが多い。また、会員の方については、映画を鑑賞した後に、食事を共に食べる機会などを提供しており、映画鑑賞を人たちの繋がりも出来ている。

□前年度では約13万円の決算額で、年6回無料で上映してきた実績とあるが、今回の事業提案は1日2回上映で、入場料1000円徴収しての14.4万円となっているが、この事業規模の大きな差がどういうことなのか理解しづらいが。

◎今まで行ってきた上映会は無料フィルムを使用し、人員もボランティアで行ってきた。有料フィルムを使用し、歌手に歌を歌っていただく予定であるので、入場料1000円徴収しても利用者からすれば安いと考えている。

●時間になりましたので、以上でキネマむらやまからのプレゼンテーションに係る質疑を終了します。

団体名：特定非営利活動法人 シニアメイトサービス

事業名：市民後見人養成講座テキスト作成事業

提案団体によるプレゼンテーションを行う。

質疑応答

○収支予算書の印刷費について具体的に教えていただきたい。

◎1頁あたり2800円の単価で全120頁を印刷するので、336,000円になる。

○このテキストを使用しての講座は無料で受講できるのか。

◎参加費として3,000円程徴収はするが、ほぼ講師料としてである。

○講座を受講できるのは市民のみ対象なのか。

◎どなたでも受講できるよう市民に限定することはない。

□テキストは何部作成する予定なのか。

- ◎500部を予定している。
- 印刷費の336,000円は500部の印刷費用なのか。
- ◎そのとおりである。
- 東京都が成年後見活用安心生活創造事業を平成24年から25年にかけて、見直しを行うのはご存じでしょうか。また、見直しに伴ってテキストの内容も変わる予定だが、その内容に合わせたものとするのか。
- ◎東京都の見直しについては承知していないところである。テキストの内容については、現時点での同じ内容の物を分かりやすく、事例等を入れて作成したいと考えている。
- 過去に2回ほど養成講座を開催しているようだが、受講者は何名だったのか。
- ◎各講座15名程度である。
- 15名程度ならテキストを500部も作成する必要はないのではないのか。
- ◎他のNPO法人も講座を開催する際にテキストがないので、そのような場合にも活用していきたい。
- 市内のNPO法人や講座に対してだけ、テキストを活用するのか。
- ◎市内だけに限らず、市外にも活用していきたい。
- 武蔵村山市の予算の補助金でテキストを作成するのに、市外で活用するテキストの数の多いのは疑問を感じるが、いかがなものであるのか。
- 市外でテキストを活用する数は現段階ではわからないが、優先的に出来るだけ市内で活用するようにしていきたい。
- 500部のテキストは何年分のテキストの数を想定しているのか。
- ◎3年から4年は活用したい。
- 来年などに法律の改正等があった場合は、テキストをまた一から作り直さなければいけないので、500部は多すぎではないのか。
- ◎そのような場合には作り直しではなく、改正のあった頁のみ差替えを行っていく。
- 市民後見人講座の受講修了者は、全員が市民後見人として活動できるのか。
- ◎講座の受講修了者に修了書は発行するが、面接等を行うので全員が活動できるとは限らない。
- テキスト完成後は関係機関に配布とあるが、どこに配布するのか。
- ◎社会福祉協議会や市の地域福祉課に配布し、活用を推進して頂きたい。
- 協働事業を行うことによって、シニアメイトサービスがどのように強化されるのか。
- ◎テキストを作成することでNPO法人として大きな実績になる。
- テキスト作成委員会には市の職員は入れないのか。
- ◎協働事業の趣旨からも是非、委員会に入っていただきたい。
- 時間になりましたので、以上で特定非営利活動法人 シニアメイトサービスからのプレゼンテーションに係る質疑を終了します。

議題3：協働事業提案制度に基づく平成23年度提案事業の審査

- 会議で提案事業の審査に係る審議、検討又は協議に関する情報は公開情報あるいは非公開情報として取り扱うのか、また傍聴の取り扱いはどのようにするのか。加えて、時間的にも長時間に渡っていることもあり、審査

